武蔵野市子ども支援連携会議　令和５年度報告書

目次

01　武蔵野市子ども支援連携会議報告（令和５年度）　１ページ

02　報告資料　５ページ～

資料編①　各課でのヤングケアラーに関する研修実績一覧（令和５年度）７ページ

資料編②　ヤングケアラー支援における先進自治体への視察について　９ページ

03　設置要綱　31 ページ

04　名簿　35 ページ

05　検討経過　37 ページ

子ども支援連携会議で調査・検討を行ったので、武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱第２条に基づき、以下のとおり報告する。

１　検討経過

令和５年度は部会を設置せず、令和４年度に引き続きヤングケアラーへの支援について検討を行った。

また、子ども支援連携会議以外で実施する関連する取組みについて、会議で実施状況を共有した。

２　ヤングケアラーへの支援について（検討結果）

(1)子ども支援連携会議における検討

○令和４年度に引き続き、各所管課で関係する支援機関等に対して、ヤングケアラーに関する研修を行うことを確認した。

○また、子どもからの相談があった場合や、関係者（ヘルパー、スクールカウンセラー等）が発見した場合、具体的な対処について不明であるため、考えられる子どもからの支援ニーズをいくつか設定し、それに対する市の支援メニューの整理の検討を行うことを確認した。

○加えて、ヤングケアラー支援の事例研究について、健康福祉部・子ども家庭部・教育部合同の政策研究に設定することを確認した。

(2)ワーキングの実施結果

①ヤングケアラーについての研修・啓発

○令和４年度の検討結果にもとづき、各所管課で関係する支援機関等に対して、引き続きヤングケアラーに関する研修等による啓発を実施した（資料編①参照）。

○東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和５年３月発行）や武蔵野市子どもの権利条例リーフレット等を踏まえ、各課において研修資料の修正等を検討し、研修を実施した。

②支援メニューの整理・検討

○子どもからの相談があった場合や、関係者（教員、スクールカウンセラー、ヘルパー等）がヤングケアラーを発見した場合、困りごと等に対する具体的な対処について不明であるため、考えられる子どもからの支援ニーズをいくつか設定し、それに対する市の支援メニューの整理を行った。

○想定される支援ニーズは、東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考

に、大きく①学校の勉強や受験勉強などの学習サポート、②ケアが必要な家族への福祉的サービス、③保育園等の送り迎えなど幼いきょうだいへの支援サービス、④家事代行サービス、⑤当事者のつどい等を抽出した。

○それぞれの支援ニーズに対応するサービスは一定あるものの、支援サービスの利用に保護者の同意が必要なことや、利用期間、回数に一定の制限があることなどが確認できた。また、介護保険等のサービスはケアを要する本人へのサービスが基本であり、ケアラーなど支援者に対するサービスでないことが改めて確認できた。

③先進自治体への政策研究

○本市の支援メニューが他自治体と比べ、どのような水準なのか不明であったため、ヤングケアラー支援の先進自治体である大阪市・神戸市へ視察を行い、ヒアリングを行った（資料編②）。

○２自治体の取組みと比較した結果は、次の表のとおりである。

	大阪市	神戸市	武蔵野市
相談窓口の設置	○	○	○子ども家庭支援センター
家庭支援事業	○	○	○ただし、ヤングケアラーに特化した事業はない
庁内連携	○	○	△事例の共有は行っていない
ヤングケアラー交流会	○	○	×
周知啓発活動	○	○	△（令和４年度より各課・関係機関で実施。ただし、児童・生徒への啓発は未実施）

○２自治体と比べて、ヤングケアラー同士が交流する場の設定、児童・生徒へのヤングケアラー周知啓発が今後本市でも検討が必要であると認識した。

○交流する場について、大阪市・神戸市と比べ規模の小さな本市で実施するのが適当かどうか、今後研究が必要であるが、まずは、子ども家庭庁、厚生労働省やＮＰＯ法人で実施しているオンラインサロン、ラジオ配信、ＬＩＮＥを活用したオープンチャット等を市内のヤングケアラーのニーズ等に応じて、個々に周知する方向で整理したい。

○２市では様々な相談事例とその対応について、関係各課と共有している。本市でもより連携を深化させるため、事例（個人情報は含めない）検討

等を実施するとともに、事例を職員ポータル上で共有するなど対応を検討する必要がある。

○現在実施できていない児童・生徒への周知啓発は、教育部と実施に向けた調整を行っていく必要がある。

○また、政策研究報告会では、教育・福祉・子ども等の部署から 42 人の参加があり、庁内においてヤングケアラーへの関心が高いことが伺えた。

(2)その他

○東京都が発行した「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」を関係機関、市立学校等に配布した。

○こども家庭庁が発行したヤングケアラー普及啓発に関するポスター・チラシを関係機関、市内公共施設、市立学校等に配布した。

３　今後のヤングケアラーへの支援に向けて

○ヤングケアラーについての児童・生徒への周知啓発について、他自治体の取組みを参考にしつつ、本市においてどのように実施できるか今後検討していく必要がある。

○令和４年度から実施している関係機関への周知啓発を踏まえ、関係機関がヤングケアラーと思われる子どもを把握した際の、関係機関同士の情報共有や対応方針の検討のほか、その後の見守りの実施体制など検討を進め、子ども家庭支援センターと関係部署がより一層連携を強化していく必要がある。そのため、例えば事例検討会を開催して、様々な想定事例について、ヤングケアラー発見後に、どう対応していくのがよいか、または、どう見守っていくかなどについて、関係各課がお互い議論しながら検討を進め、連携体制を強化していくことが望ましい。またこの事例検討会は、ワーキングメンバーのみならず、関係各課から都度異なるメンバーが参加し、研究したほうが効果的であると考える。

４　令和６年度の検討について

令和５年度に検討したヤングケアラーへの支援も含め、令和６年度の子ども支援連携会議で検討すべき課題については、改めて令和６年度第１回会議において協議するものとする。

なお、来年度の特筆すべき事項として、次の２点を挙げる。

・子ども・若者育成支援推進法に、ヤングケアラーへの支援について位置付けられることを踏まえ、庁内の支援体制のあり方等の検討が必要。

・子ども支援連携会議が第五次子どもプラン武蔵野に基づいているため、第六次子どもプランの策定を見据え、現在の所管事項の見直し等要綱の改正が必要。

報告資料

各課でのヤングケアラーに関する研修実績一覧（令和５年度）

	課名	研修対象者 （①内部職員②外部関係者）	参加人数（予定） （①②それぞれ）	実施時期 （①②それぞれ）	実施方法 （①②それぞれ）	ヤングケアラーについての啓発でその他に実施予定内容
1	地域支援課	①地域支援課職員 ②－１民生・児童委員 ②－２民生・児童委員（児童福祉部会）	①11名 ②－１　87名 ②－２　14名	①３月11日 ②－１ ３月21日 ②－２ ２月27日	①研修資料を供覧 ②－１ ３月期合同民協で研修資料を配付 ②－２ 児童福祉部会所属の民生・児童委員が主体となり、研修会を実施 研修会講師　成蹊大学大学院文学研究科博士課程後期課程 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト事務局 長谷川　拓人	
2	生活福祉課	①生活保護ケースワーカー 福祉総合相談窓口　福祉コーディネーター	①25名	①3月14日	①課内の事務研究会で研修	
3	高齢者支援課	②居宅介護支援事業者、高齢者の在宅サービス事業者（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護）、在宅介護・地域包括支援センター	②居宅介護支援事業者　41社（市内） 高齢者の在宅サービス事業者（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護）　74社（市内） 在宅介護・地域包括支援センター ６カ所	②３月に開催された各職種の連絡会議等で動画視聴のご案内	②障害者福祉課と合同で作成した動画の視聴	
4	障害者福祉課	①ケースワーカー ②相談支援事業所、障害者の在宅サービス事業者	①15名	①３月４日 ②３月（予定）	①課内会議で研修を実施 ②高齢者支援課と合同で作成した動画を市ホームページに限定公開（相談支援事業所、障害者の在宅サービス事業所へ周知）	
5	健康課	①健康課専門職 ②乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん訪問等の母子保健事業従事専門職（保健師・助産師・心理士）	①20名 ②40名程度	①2月1日 ②３月12日	①専門職会議での研修 ②母子保健事業連絡会内で10分程度の短時間研修	東京都ヤングケアラー支援マニュアルの回覧による啓発

	課名	研修対象者 （①内部職員②外部関係者）	参加人数（予定） （①②それぞれ）	実施時期 （①②それぞれ）	実施方法 （①②それぞれ）	ヤングケアラーについての啓発でその他に実施予定内容
6	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター （子ども家庭相談担当）	①相談員	①10名	①３月25日	①毎週実施している受理会議に合わせて実施	
7	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター （地域子育て支援担当）	武蔵野市民社会福祉協議会への委託事業（子どもの支援に係る地域連携の強化）において実施 ①市民社協職員	①令和５年度以降新規に採用した職員４名	①1月9日	①新規採用職員研修	
8	子ども育成課	①ア：公立・協会立保育園副園長 イ：子ども育成課職員	①ア　15名 イ　21名	①ア：2月13日 イ：2月15日	①ア：副園長会内で短時間研修 イ：課内会議内で短時間研修	
9	児童青少年課	①児童青少年課児童青少年係職員 ②地域子ども館 職員	①10名 ②129名	①２月22日 ②２月５日	①課内会議時の短時間研修 ②啓発チラシの配布	
10	指導課	①　指導課職員	①32名	①　2月26日	①　　課内会議	
11	教育支援課	①教育相談員、スクールソーシャルワーカー、チャレンジルーム指導員、帰国・外国人教育相談室相談員	①約30名	３月定例会開催時	①職員研修	

ヤングケアラー支援における
先進自治体への視察について

子ども家庭部　子ども子育て支援課
　　　　　　　子ども家庭支援センター
健康福祉部　　地域支援課
　　　　　　　障害者福祉課
教育部　　　　教育支援課教育支援センター

視察の概要

◆日　程：令和５年12月４日（月）～12月５日（火）
◆視察先：大阪市こども青少年局企画部企画課
　　　　　神戸市福祉局政策課こども・若者ケアラー支援担当
◆参加者：６名
　　　　　武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
　　　　　　　　　　　　　　　子ども家庭支援センター
　　　　　　　健康福祉部　地域支援課
　　　　　　　　　　　　　障害者福祉課
　　　　　　　教育部　　　教育支援課教育支援センター

視察の目的

１）報告書等だけでは分からない現場の声を直接聞くだけでなく、関係者等への質疑応答を通して良好な関係を構築することにより、視察後も継続してアドバイス等の支援を受ける。

２）関係部署と合同で研究することにより、各部における現行の支援で対応できること、できないことを整理し、本市として必要な支援のあり方を横断的に検討する。

ヤングケアラーについて

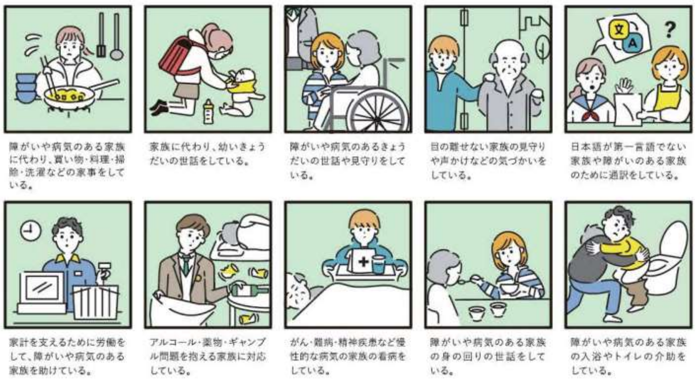

©厚生労働省HPより

ヤングケアラーの定義

法律上の定義はないが、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」を指すとされている。

武蔵野市の取組み

◆相談先の設置

◎子ども家庭支援センター（ヤングケアラーに関する相談全般）

〇福祉総合相談窓口

〇教育支援センター

〇市派遣相談員

〇SSW

〇帰国・外国人相談

・・・など

武蔵野市の取組み

◆支援制度（ヘルパーなど）

〇障害者福祉サービス

〇介護保険サービス

〇教育支援センター

〇子育て支援サービス

（産前・産後支援ヘルパー、ファミリー・サポート・センターなど）

〇ひとり親家庭支援サービス

（ひとり親家庭ホームヘルプサービスなど）

武蔵野市の取組み

◆ヤングケアラーの居場所

ひきこもりサポート事業
「それいゆ」

プレパーク事業

若者サポート事業「みらいる」

事業全体の予算規模

３５１百万円

- ヤングケアラー支援推進事業（５百万円）
- スクールカウンセラー事業（１０４百万円）
- スクールソーシャルワーカー事業（１６７百万円）
- 家事・育児訪問支援事業（３５百万円）
- 寄り添い型相談支援事業（４０百万円）

大阪市の相談窓口体制

◆ヤングケアラ–支援に向けて副市長をトップとした**プロジェクトチーム**を令和３年５月に設置。

区役所、福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局の所属長をメンバーとして、横断的に取組を検討。

◆令和４年度より**市内24区子育て支援担当に相談窓口を設置**

相談受付件数	令和４年度	82件
	令和５年度（８月末時点）	36件

ヤングケアラー支援に関わる職員の知識向上や支援方法の参考のため、様々な相談事例を庁内ネットワークで共有

令和５年度の取組

ケア負担を軽減するケアサービスの整備

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

ヤングケアラー自身への支援・サービスの整備

ケア負担を軽減するケアサービスの整備

①スクールカウンセラー事業

(1)体制充実

令和３年度
- 中学校全校に配置、週１回以上活動
- **小学校220校に派遣、**６週に１回以上活動

→ 24人増 →

令和４年度
- 中学校全校に配置、週１回以上活動
- **小学校全校（282校）に配置、６週に１回以上**活動

→ 29人増 →

令和５年度
- 中学校全校に配置、週１回以上活動
- 小学校全校に配置、**概ね３週に１回以上**活動

(2)学校におけるヤングケアラーへの気づき・家庭の状況把握

(3)ヤングケアラーへの支援

ケア負担を軽減するケアサービスの整備

②ヤングケアラー支援推進事業（スクールソーシャルワーカー事業）

令和５年度より定員を**32人増員**し、各区役所へ配置

（主な業務）

○ヤングケアラーの早期発見及び支援に係る教員への助言
○スクールカウンセラーとの連携強化
○スクリーニング項目を追加したスクリーニングシートの活用　等
○支援機関への適切なつなぎ

ケア負担を軽減するケアサービスの整備

③家事・育児訪問支援事業

○事業内容：子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援する。
※本事業の活用を契機に、既存の福祉サービスにつなげる。
拒否的な家庭に対して福祉サービスを受け入れる下地を作る。

○対象家庭：各区役所で要保護児童対策地域協議会などで選定した世帯

○支援内容：・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
・育児支援（授乳、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援等）

○事業者数：５３事業者

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

①ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業

LINE・メール・電話・対面・同行支援
などによる相談支援（ピアサポート）

元当事者が参加するオンラインサロン

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

②外国語通訳派遣事業

○事業内容：病院や行政手続き、家事・育児訪問支援事業などを利用する際に、外国語対応の通訳者を派遣し、日本語が苦手な親等の通訳をしているこどもたちのケア負担の軽減を図る。

※仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽のための通訳派遣、同行は不可

○通訳言語：中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

①市民や地域の関係者、福祉・介護等関係機関等の社会的認知度の向上

広報啓発動画、デジタルサイネージ

映画とのタイアップポスター

大学連携舗ポスター、
リーフレット

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

②こどもたち自身の認知度向上に向けた周知、啓発

中学生・高校生に向けた冊子
→「ヤングケアラー」等の文言を入れない

私立高校生徒会発案
・私立高校３校の研究発表会
・当事者からの講演会
・大阪市からの現状説明
・参加者ディスカッション
など

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

③介護サービス事業者等への周知・啓発

障害福祉サービス事業者や介護サービス事業者への実地（運営）指導時に
ヤングケアラーに関するビラの配布や相談窓口の案内を実施

○実施日：令和４年９月５日～　○事業所数：692事業所（R4年度実績）
511事業所（R5年8月末実績）

④関係職員、関係機関等への研修、周知

○生活保護ケースワーカー等にヤングケアラーに関する研修を実施
○地域包括支援センター職員にヤングケアラー支援に関する研修を実施
○学校と相談支援機関の連携に向けSSWや教職員に相談支援機関について周知

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

⑤教員へのヤングケアラーについての理解促進に向けた研修

○実施期間：令和４年12月21日～令和５年２月28日（冬期休業期間を含む）
○対象者　：小中学校の全教員
○内　容　：ヤングケアラーと考えられる子どもの気づきのポイント、
接する際の注意点などを盛り込んだ内容の研修動画を配信

ヤングケアラー自身への支援・サービスの整備

①学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取り組み

スクリーニング会議Ⅰ

スクリーニングシート、フローチャートに基づき、該当する児童生徒を取り上げ、情報共有

↓

スクリーニング会議Ⅱ

SSW等とともに支援先へのつなぎの検討

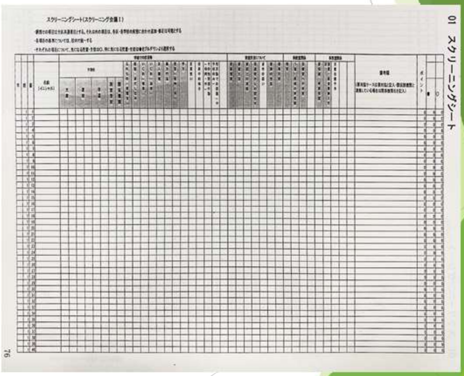

家庭状況の欄に「家族の世話」「家事分担」の項を追加

ヤングケアラー自身への支援・サービスの整備

②サポーター職員による放課後の学習支援

学校によってサポーター職員を配置し、放課後に学習支援を実施

③デジタルドリルの更なる活用

大阪市内の全小中学生に１人１台学習者用端末によるデジタルドリルを整備していることから、デジタルドリルを活用した学習支援を実施

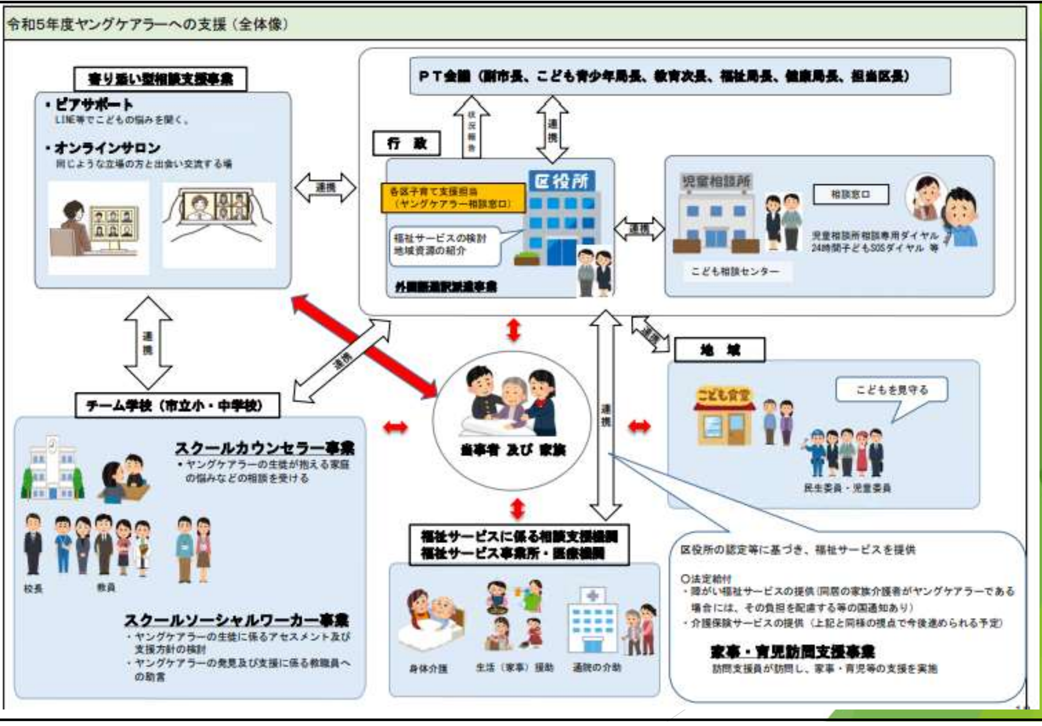

今後の取り組み・方向性

◆既存事業の継続及び拡充

◆多職種連携を進める仕組みづくり
総合的な相談支援体制の充実事業（総合的な支援調整の場（つながる場）等）
要保護児童対策地域協議会　などを通じ、ヤングケアラー支援の情報共有等を実施

◆次期各行政計画への位置づけ（計画期間：R6年度～R8年度）

◆適切な福祉サービス等の運用への理解促進

神戸市

神戸市における取り組み

・市長のトップダウンにより、プロジェクトチームでの検討開始(R2.11～)

・相談・支援窓口の設置(R3.6.1～)
・身近な方々への理解の促進(R3～)
・交流と情報交換の場の設置(R3.10～)

相談・支援窓口の設置(全国初)

こども・若者ケアラー相談・支援窓口

計6名

課長1名 正規職員1名 (すべて福祉職)	パートナー職員4名 (すべて福祉資格保持者)

交流と情報交換の場(ふぅのひろば)の設置

- 月1回開催
- オンライン参加可
- 参加費無料
- 対象者は概ね16～30 歳の方
- 毎回4～5名程度の参加者がいる

なぜ「こども･若者ケアラー」と呼ぶのか？

- 20代のケアラー(孫)が、同居していた認知症の祖母(90歳)を殺害する事件が発生

- 孤立する「ヤングケアラー」の問題が浮き彫りに

- 「こども･若者ケアラー」と呼称し
  10代だけでなく20代の若者への支援も行う

神戸市における相談･支援体制

18歳未満の場合

⇒各区役所･支所の「こども家庭支援室」

18歳以上の場合(及び18歳以上か不明の場合)

⇒「こども･若者ケアラー相談･支援窓口」

事業全体の予算規模

約3,400万円

- ・子ども・若者ケアラー相談・支援窓口(約2,300万円)
- ・ふぅのひろば(約200万円)
- ・人件費、その他(約900万円)

窓口における相談状況(年齢層と相談経路)

令和3年6月1日～令和5年11月30日

年齢層＼相談経路		当事者	家族	関係機関(学校関係)	関係者	合計
こども ケアラー	小学生		6	41(18)	1	48
	中学生		14	55(22)		69
	高校生等	1	3	24(7)	2	30
若者 ケアラー	学生	2		10(4)	1	13
	社会人	6	1	16(0)	1	24
合計		9	24	146(51)	5	184

神戸市における協力体制

・庁内関係課による連絡会を年4回開催

⇒全市的な情報共有が図られている

・連絡会での事例検討

⇒支援の共通理解と支援ノウハウの蓄積が図られてきている

こどもケアラー世帯への訪問支援事業(R4.8.1～)

・対象:18歳未満のこどもケアラーがいる世帯のうち、市が支援を必要と認めた世帯

・内容:こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援など

・利用期間:原則連続3か月間

・利用回数:1回上限2時間を12回まで

・利用料金:無料

※保護者が拒否的である場合サービス提供できない

配食支援モデル事業(兵庫県が実施)

・対象：概ね30代前半までのケアラーのいる世帯

・頻度・期間：1回/週　原則12回まで

・内容：冷凍食で家族の人数分

・利用料：無料

好評

⇒家庭に入るきっかけに

神戸市(元)子ども・若者ケアラーの声

・理解してくれる人が欲しかった。

・同じ状況の人と知り合い話したかった。

・自分から相談は難しい。周りの人に気づいてほしい。

・気にかけてくれる先生の声掛けが嬉しかった。

↓

・身近にいる関係者が「様子」や「状況」を認識することで少しでも多くのケアラーを発見・支援できる。

・大人の一言で状況が大きく変わるため、支援者の心構えや行動が重要。

神戸市における学校との連携

- こどもケアラー（小・中学生）の相談の約3割が学校関係からの相談
- 研修会、事例検討会の実施
- 相談・支援窓口や「ふぅのひろば」の周知
- スクールソーシャルワーカーとの連携

これからの取組み

大阪市・神戸市の共通点

- トップダウンによる急速な体制構築
- 福祉職員の豊富さ
- ケアラー同士の交流の場

これからの取組み

大阪市・神戸市と武蔵野市の比較

	大阪市	神戸市	武蔵野市
相談窓口の設置	○	○	○ 子ども家庭支援センター
支援事業	○	○	○ ケアラーに限定して いない
庁内連携	○	○	△ 事例の共有は行って いない
ケアラー同士の 交流会の設置	○	○	×
普及・啓発活動	○	○	△ R4より各課・関係機関で 実施

これからの取組み

ヤングケアラーと関わる際に意識するべきこと

- **介入する際は慎重に**

→ケアラー本人がケアしていることそのものを生きがいにしている場合や、誇りに思っている場合があるため。

- 直接的な支援を求めていない場合でも、大変さやつらさを**共感**してもらい、**分かってもらいたい**気持ちを持っていることも多い。

これからの取組み

- ヤングケアラー・元ヤングケアラーの交流会等の設置
- 庁内・関係機関への周知・啓発活動の継続

○武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

平成27年６月10日要綱第126号

改正

平成30年７月24日要綱第107号

令和元年７月18日要綱第71号

令和２年４月１日要綱第55号

令和３年４月１日要綱第３号

武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

（設置）

第１条　第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害又は貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、武蔵野市子ども支援連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　連携会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）　障害のある子ども及びその家庭の状態に応じた切れ目のない支援の在り方に関すること。

（２）　子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるための必要な支援の在り方に関すること。

（３）　前２号に掲げる支援を行うために必要な所管変更を含めた体制づくりに関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、子どもが地域の中で健やかに成長するための環境づくりに市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　連携会議は、次に掲げる職にある者をもって構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　健康福祉部長

（２）　子ども家庭部長

（３）　教育部長

（４）　健康福祉部地域支援課長

（５）　健康福祉部生活福祉課長

（６）　健康福祉部障害者福祉課長

（７）　健康福祉部健康課長

（８）　健康福祉部健康課地域保健調整担当課長

（９）　子ども家庭部子ども子育て支援課長

(10)　子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長

(11)　子ども家庭部子ども育成課長

(12)　子ども家庭部児童青少年課長

(13)　教育部統括指導主事

(14)　教育部教育支援課教育相談支援担当課長

（座長）

第４条　連携会議の座長は、子ども家庭部長とする。

２　座長は、会務を総括し、連携会議を代表する。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　連携会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

２　連携会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第６条　連携会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　部会は、連携会議が指示する課題について検討を行い、その結果を連携会議に報告するものとする。

３　部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

（ワーキングチーム）

第７条　連携会議は、必要があると認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

２　ワーキングチームは、連携会議の委員がその所属する職員のうちから指名するものをもって構成する。

（事務局）

第８条　連携会議の事務局は、子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連携会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成27年６月10日から施行する。

付　則（平成30年７月24日要綱第107号）

この要綱は、平成30年７月24日から適用する。

付　則（令和元年７月18日要綱第71号）

この要綱は、令和元年７月18日から施行する。

付　則（令和２年４月１日要綱第55号）

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

付　則（令和３年４月１日要綱第３号）

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

令和５年度　子ども支援連携会議　委員

職名	氏名
健康福祉部長	山田　剛
健康福祉部保健医療担当部長	田中　博徳
子ども家庭部長	勝又　隆二
教育部長	藤本　賢吾
健康福祉部地域支援課長	福山　和彦
健康福祉部生活福祉課長	宮本　亮平
健康福祉部相談支援担当課長	長坂　朋子（※）
健康福祉部障害者福祉課長	齋藤　康子
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長	寺井　一弘
子ども家庭部子ども子育て支援課長	吉村　祥子
子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川　久雄
子ども家庭部子ども育成課長	吉田　竜生
子ども家庭部児童青少年課長	岡　達人
教育部統括指導主事	髙丸　一哉
教育部教育相談支援担当課長	勝又　玲子

（※）オブザーバーとして参加

令和５年度　子ども支援連携会議　ワーキングスタッフ

所属	職名	氏名
健康福祉部地域支援課	主事	木島　詩央
健康福祉部生活福祉課	係長	齊藤　大輔
健康福祉部高齢者支援課	課長補佐	深澤　挙一
健康福祉部障害者福祉課	主事	島田　達矢
健康福祉部健康課	主事	外間　愛梨
子ども家庭部子ども子育て支援課	担当係長	大澤　皓太
	担当係長	正留　綾子
	係長	丸山　貴文（※）
	主任	宮木　新（※）
	主任	福原　綾乃（※）
	主事	天野　麻美（※）
子ども家庭部子ども育成課	主任	酒井　慶子
子ども家庭部児童青少年課	係長	岡野　行男
教育部指導課	指導主事	津田　孝
教育部教育支援課	課長補佐	伏谷　寿洋
（社福）武蔵野市民社会福祉協議会	係長	横山　美江

（※）事務局担当

令和５年度子ども支援連携会議　検討経過

日時	会議種別	内容
令和５年５月31日	連携会議（親会議）	(1)これまでの経過について (2)令和５年度子ども支援連携会議の進め方について (3)子ども支援連携会議報告書の公開について
令和５年７月18日	第１回ワーキング	(1)今年度の検討事項とスケジュール (2)ヤングケアラーに関する啓発について (3)ヤングケアラーに関する支援メニューの整理・検討について
令和５年10月16日	第２回ワーキング	(1)ヤングケアラーに関する支援メニューの整理・検討について (2)事例研究 (3)先進自治体への視察について
令和５年12月４日～５日	政策研究	大阪市・神戸市視察
令和６年２月20日	第３回ワーキング	(1)先進自治体（大阪市・神戸市）への視察結果報告について (2)ヤングケアラーに関する研修計画の実績入力依頼について (3)子ども・子育て支援に関する課題の検討状況入力依頼について (4)令和５年度の調査・検討結果について（案）
令和６年３月29日	連携会議（親会議）	(1)各課題の検討状況について (2)令和５年度子ども支援連携会議報告について (3)子ども支援連携会議報告書の公開について

武蔵野市子ども支援連携会議　令和５年度報告書

令和６年４月
子ども家庭部子ども子育て支援課（子ども支援連携会議事務局）